

違 反 広 告 物

是 正 事 務 取 扱 要 領

令和3年4月

北海道建設部まちづくり局都市計画課

－ 目 次 －

第1	総則	・・・1
第2	違反広告物の調査	
第3	違反事実の確認	
第4	是正指導及び勧告	・・・2
第5	措置命令及び許可の取消し	・・・3
第6	違反事実の公表	・・・4
第7	違反広告物に係る告発	
第8	行政代執行	
第9	略式代執行	・・・5
第10	違反広告物一覧表等の報告	
第11	違反防止の啓発	
第12	附則	・・・6
○	違反行為に対する事務処理フロー	・・・7

---

様式第1号	違反広告物台帳	
第2号	違反広告物一覧表	
○	違反広告物台帳と違反広告物一覧表の記載方法について	
第3号	違反広告物に係る地域区分チェック表	
○	様式第3号・別添1～10	
第4号	北海道屋外広告物条例に基づく屋外広告物の表示・設置に係る資料の提出・事情聴取について（通知）	
第5号	北海道屋外広告物条例に基づく屋外広告物の表示・設置の中止について（通知）	
第6号	違反行為に係る是正勧告書	
第7号	是正措置処理計画書	
第8号	確約書	
第9号	違反行為に係る是正再勧告書	
第10号	是正措置完了報告書	
第11号	（許可済みで、表示・設置しようとしている場合の中止命令）	
第12号	（許可済みで、是正措置命令の場合）	
第13号	（許可取り消しの場合）	
第14号	（許可済み以外で、表示・設置しようとしている場合の中止命令）	
第15号	（許可済み以外で、是正措置命令の場合）	
第16号	違反広告物に対する措置命令について（報告）	
第17号	違反行為に係る命令の履行催告書	
第18号	戒告書	
第19号	代執行令書	
第20号	違反広告物に対する略式代執行について（報告）	
第21号	略式代執行（告示）	
第22号	屋外広告物の継続許可申請について（通知）	
別記様式第1号	違反広告物調査年間計画書	
第2号	勧告書	
第3号	警告書	
参考様式1	屋外広告物条例に基づく許可申請について（許可申請があれば、許可が可能だと思われる場合）	
2	屋外広告物条例に基づく許可申請について（許可申請があっても、許可が難しいかもしれないと思われる場合）	
3	屋外広告物条例に基づく許可申請について（第6種許可地域にあって許可が難しい場合）	
4	屋外広告物継続許可申請について（継続許可を督促する場合）	
5	告発状（許可済みの違反行為の場合の告発状）	
6	告発状（無許可の違反行為の場合の告発状）	

# 違反広告物是正事務取扱要領

## 第1 総 則

- 1 この要領は、北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号。以下「条例」という。）に違反する固定広告物又は掲出物件（以下併せて「違反広告物」という。）の行為者等に対する是正事務について必要な事項を定めるものとする。
- 2 総合振興局長等事務委任規則（昭和23年9月13日北海道規則第80号）、北海道屋外広告物条例施行規則（昭和26年1月18日北海道規則第17号。以下「規則」という。）第1条の2、北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）別表第3に掲げる事案を総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）が処理し、その他の場合は知事が処理するものである。

## 第2 違反広告物の調査

- 1 総合振興局長等は、違反広告物の発見のため、定期的に管内の巡回調査を行う。
- 2 総合振興局長等は、各年度において実状に沿った重点是正地区及び重点是正業種の設定を行い、違反広告物の指導取締りのため必要な調査を実施する。  
実施に当たっては、クリーン強調月間など、関係業務を相互に連携させて、効率的かつ効果的に行う。
  - (1) 重点是正地区  
総合振興局長等は、毎年度、許可地域や禁止地域の地域区分や管内各市町村単位など、地域の実状に応じた重点是正地区を設定し、当該年度の調査目標等を設定するものとする。
  - (2) 重点是正業種  
総合振興局長等は、地域の実状に応じて効率的な是正指導を行うため、広告物を表示し、又は掲出物件を設置している特定の業種を選定し、調査を行うことができるものとする。  
また、全道的な営業展開を行っている広告主等については、知事と総合振興局長等が協力して効率的な是正指導を行うものとする。
- 3 総合振興局長等は、1及び2の調査により、違反広告物として確認した物件については、「違反広告物台帳」（様式第1号）及び「違反広告物一覧表」（様式第2号）を作成し、当該要領で定める処理を進めるものとする。  
なお、各総合振興局又は振興局（以下「総合振興局等」という。）において長期の違反広告物是正計画を策定している場合において、重点是正地区や重点是正業種を当該計画に応じ、体系的、弾力的に設定を行うことは差し支えない。

## 第3 違反事実の確認

- 1 総合振興局長等は、第2の違反広告物の調査その他により、違反行為（条例又は規則の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）の疑義があると認めた場合は、直ちに現地調査を行い、必要に応じ行為者等からの事情聴取を実施し、違反の事実を確認するものとする。
- 2 総合振興局長等は、違反行為に係る現地調査及び事情聴取を実施し、違反事実を確認するために必要に応じ、口頭又は文書（様式第4号）により行為者等から次の例による資料を提出させるものとする。
  - (1) 付近見取図
  - (2) 広告物及び掲出物件に関する仕様書並びに図面
  - (3) 工事施工契約書の写し
  - (4) その他参考となる書類

- 3 総合振興局長等は、現地調査の実施に当たって必要に応じ、広告物又は掲出物件の存する土地又は建物への立入検査を実施するものとする。
- 4 総合振興局長等は、現地調査時において、行為者等が不在の場合は、電話又は文書（様式第4号）により来庁を求め、事情聴取を行うものとする。
- 5 総合振興局長等は、違反行為が他の法令にも抵触するおそれがあると認められるときは、当該法令を所管する機関に通報するとともに、指導等について連携を図るよう努めるものとする。
- 6 総合振興局長等は、現地調査又は事情聴取により違反行為が現に行われていることを確認したときは、行為者等に対し条例違反である旨を告げ、その場で口頭により当該違反行為の中止を指導するほか、文書（様式第5号）により中止を指導するものとする。
- 7 中止指導に従わない場合、第4の2許可基準に適合していない場合と同様の措置を講ずるものとする。
- 8 総合振興局長等は、違反広告物が公衆に対して危害を及ぼすおそれがあるときは、行為者等に対し、必要な措置を講ずるよう指導するものとする。
- 9 総合振興局長等は、行為者等が違反行為に関与する程度並びに違反広告物に係る改修、移転及び除却の権限の有無等を考慮し、行為者等のうち、広告主、広告主から委託を受ける等により広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は当該広告物若しくは掲出物件を管理する者の全て又は一部の者に対し6から8までの処理を行い、効果的な指導に努めるものとする。
- 10 総合振興局長等は、現地調査及び事情聴取を実施した結果並びに2により行為者等から提出させた資料等を基に、違反広告物であることが確認された時点で、「違反広告物台帳」（様式第1号）を作成し、違反広告物について確認した事項、是正指導に関する処理の経過等を逐次、記録するとともに、「違反広告物一覧表」（様式第2号）に違反行為の内容と処理の経過の概要を整理するものとする。
- 11 総合振興局長等は、現地調査及び事情聴取を実施した結果並びに2により行為者等から提出させた資料等により、屋外広告物許可等事務取扱要領（平成3年4月10日都計第26号部長通達。以下「許可取扱要領」という。）第3の1の（1）のシに準じて、「違反広告物に係る地域区分チェック表」（様式第3号）を作成し、違反広告物の存する場所の規制地域の区分（規則別表第2及び別表第5に規定する許可地域及び禁止地域の区分をいう。以下同じ。）の判定を行い、指導等に誤りが生じないよう留意するものとする。
- 12 総合振興局長等は、「違反広告物台帳」（様式第1号）に、「違反広告物に係る地域区分チェック表」（様式第3号）、他法令に係る地域の所管先からの回答書及び位置図に他法令に係る地域を示したのもの等、規制地域の区分の判定の経過が明らかとなる資料を添付し、「違反広告物台帳」（様式第1号）の保存期間中、これら資料を保存すること。

## 第4 是正指導及び勧告

総合振興局長等は、現に表示又は設置されている違反広告物（前記第3の6の指導により中止したもの及び許可期間満了後継続許可申請のないものを含む。）については、次により指導するものとし、この場合、総合振興局長等は必要に応じ知事と連携するものとする。

### 1 許可基準に適合している場合

- (1) 行為者等から指導に係る広告物又は掲出物件を引き続き表示又は設置したい旨の申出があった場合は、行為者等が直ちに許可申請を行う予定を具体的に示す等により、口頭指導による速やかな是正が見込まれる場合を除き、行為者等に対し、文書（参考様式1に準じた文書）により、許可申請（変更の許可申請を含む。）を行うよう指導するものとする。
- (2) (1)の文書による指導に従わない場合、第4の2の（2）から（4）までの措置を講ずるものとする。

### 2 許可基準に適合していない場合

- (1) 行為者等が違反行為を直ちに是正するための具体的な措置を示す等により、口頭指導による速やかな是正が見込まれる場合を除き、行為者等に対し、文書（参考様式2又は3に準じた文書）による是正指導を行うものとする。

- (2) (1)の文書による指導を行ったにもかかわらず、行為者等による違反行為是正のための措置が講じられない場合には、行為者等に対し「違反行為に係る是正勧告書」(様式第6号)を送達し、違反行為が繰り返されないよう厳重に注意し、除却又はこれに代わるべき必要な措置を講ずるよう指導するものとする。この場合における是正勧告書の送達は、直接交付又は配達証明郵便で行い、行為者等から「是正措置処理計画書」(様式第7号)及び「確約書」(様式第8号)等を報告期限を定めて提出させることとする。
  - (3) 是正勧告に応じない者に対しては、事情聴取を行い、明確な是正の期限を示さない場合や是正の意思が認められない場合等、必要ある場合には「違反行為に係る是正再勧告書」(様式第9号)により再勧告を行うものとする。
  - (4) 行為者等が必要な是正措置を完了した場合は、「是正措置完了報告書」(様式第10号)を提出させた後、その完了を確認するものとする。
- 3 許可期間満了後継続許可申請のない場合
- (1) 許可期間満了後、継続許可申請がなされない場合には、許可を受けていた者が、直ちに許可申請を行う具体的な日時を示す等により、口頭指導による速やかな是正が見込まれる場合を除き、許可を受けていた者に対し、文書(参考様式4に準じた文書)による指導を行い、許可申請又は広告物の除却を求めるものとする。
  - (2) (1)の文書による指導は、許可期間満了後、相当期間が経過したものを一括して行うことができるものとする。
  - (3) (1)の文書による指導を行ったにもかかわらず、相当期間経過後、許可申請又は広告物若しくは掲出物件の除却がされない場合であって、許可申請又は除却の意思がないと認められる場合には、現地調査等を行い、違反状況の確認を行った上、第4の2の(2)から(4)までの処理を行うものとする。
- 4 是正指導及び勧告の相手方
- 総合振興局長等は、行為者等が違反行為に関与する程度並びに違反広告物に係る改修、移転及び除却の権限の有無等を考慮し、行為者等のうち、広告主、広告主から委託を受ける等により広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は当該広告物若しくは掲出物件を管理する者の全て又は一部の者に対し是正指導及び勧告を行い、効果的な指導に努めるものとする。

## 第5 措置命令及び許可の取消し

- 1 総合振興局長等は、第3の6の文書による中止指導若しくは第4による是正勧告書又は是正再勧告書の送達に対し、当該行為が直ちに中止されず、又は是正措置処理計画書の提出期限までに是正措置が講じられない場合(行為者等から合理的期間内に是正措置を講じる旨の是正措置処理計画書が提出され、その期間内に是正措置が講じられた場合を除く。)で、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事と協議の上、条例第14条の規定に基づく措置命令をするものとする。
 

なお、違反広告物が許可を受けたものである場合には、条例第13条の規定に基づく許可の取消し又は措置命令をするものとする。

  - (1) 違反広告物を放置すれば良好な景観の形成、風致の維持又は公衆の危害防止に著しい支障があるとき。
  - (2) 違反行為の内容が特に悪質であり、これを放置すれば条例の適正な運用に著しい支障があるとき。
- 2 総合振興局長等は、1に該当すると認めるときには直ちにその詳細を文書(様式第16号)により知事に報告するものとする。
- 3 総合振興局長等は、1の措置命令等をしようとする場合には、あらかじめ知事と協議の上、次の各号の区分に従い、北海道行政手続条例(平成7年北海道条例第19号)第3章の規定に基づき、行為者等について、意見陳述のための手続をとるものとする。
  - (1) 許可の取消しをしようとするとき。 聴 問
  - (2) 措置命令をしようとするとき。 弁明の機会の付与

- 4 総合振興局長等は、行為者等に対し許可の取消し又は措置命令を命令書（様式第11～15号）の送達により行うものとする。  
この場合において、命令書にはその理由を記載し、行為者等への直接交付又は配達証明郵便により通知するものとする。
- 5 総合振興局長等は、行為者等が4の措置命令を受けた場合で、是正措置が完了したときは、第4の2(4)に準じて是正措置完了報告書を提出させた後、その完了を確認し、その結果について次の例による必要な資料を付して知事に報告するものとする。
  - (1) 付近見取図等
  - (2) 広告物及び掲出物件に関する仕様書並びに図面
  - (3) 違反広告物台帳
  - (4) 工事施工契約書の写し
  - (5) その他参考となる書類
- 6 総合振興局長等は、措置命令の内容が履行されない場合には、行為者等に対する事情聴取等を実施の上、命令の履行催告（様式第17号）を行うものとする。

## 第6 違反事実の公表

- 1 総合振興局長等は、措置命令をしたときは、速やかに条例第14条の2に基づく公表を行うものとする。
- 2 条例第14条の2に定める「インターネット」とは、関係総合振興局等及び建設部まちづくり局都市計画課のホームページとし、ホームページにおける掲示期間は、おおむね総合振興局長等が第5の5による是正措置完了報告書を受理した日までとする。  
また、「その他の方法」には報道機関への情報提供を含むものとする。
- 3 規則第15条の2第1項第2号に定める「当該広告物の表示内容又は当該掲出物件の設置場所その他当該広告物又は当該掲出物件を特定するために必要な事項」には、違反広告物の写真を含むものとする。  
なお、公表用の写真の撮影に当たっては、当該違反広告物以外の広告物又は掲出物件などが写らないよう留意するものとする。

## 第7 違反広告物に係る告発

- 1 総合振興局長等は、行為者等が第5による措置命令に従わず、何らの是正措置を講じない場合で、命令に従う意思がないと認められる場合又は許可の取消しが行われたにも関わらず、違反広告物の表示又は設置を継続している場合には、あらかじめ知事と協議の上、所轄警察署等に対し刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定による告発を文書（参考様式5又は6に準じた文書）により行うものとする。
- 2 総合振興局長等は、1の規定により所轄警察署等に対し告発をしたとき及び告発に係る当該警察署等から処分の通知があったときは、その都度写しを付して、知事に報告するものとする。
- 3 総合振興局長等は、告発を行うに当たっては、刑事訴訟法第250条（公訴時効期間）第2項第6号（長期5年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については3年）及び第253条（時効の起算点）の規定に留意するものとする。

## 第8 行政代執行

総合振興局長等は、第7の告発を行ったとき又は公衆への危害を防止するために急を要する場合には、必要に応じ行政代執行法に基づき代執行を行うものとする。

この場合の代執行は次の方法により行うものとする。

- 1 行為者等に文書（様式第18号）により戒告する。

- この場合において、送達の方法は、行為者等への直接交付又は配達証明郵便で行うものとする。
- 2 総合振興局長等は戒告の指定期限までには是正がされないときは、「代執行令書」（様式第19号）を交付の後、代執行を行う。

## 第9 略式代執行

- 1 総合振興局長等は次の調査等を行っても、対象となる違反広告物に係る行為者等を確知できないときは、必要な資料を付して文書（様式第20号）により知事に報告するものとする。
  - (1) 違反広告物の表示内容などから行為者等と推測される者への聴取等
  - (2) 違反広告物の表示又は設置の場所付近の住民等への聴取等
  - (3) 違反広告物の表示又は設置の場所及びその近隣地域を営業地域とする屋外広告業者からの聴取等
- 2 総合振興局長等は1の報告に先立ち、次の事項に留意し、対象物件に「勧告書」（別記第2号様式）を貼付する。
  - (1) 申出の指定期限は、貼付の日から15日を経過した日とする。
  - (2) 貼付箇所は表示面とし、できるだけ表示内容に影響のないところとする。
- 3 総合振興局長等は、違反広告物に係る行為者等から前記2に規定する期間内に同項の申出がないときには、次の事項に留意し、対象物件に「警告書」（別記第3号様式）を貼付する。
  - (1) 略式代執行を行う日は警告書の貼付の日から30日程度経過した日とする。
  - (2) 貼付箇所は表示面とし、できるだけ表示内容に影響のないところとする。
- 4 総合振興局長等は警告書貼付後速やかに、略式代執行を行う旨文書（様式第21号）により告示する。

なお、実行日は条例第14条第3項に基づき告示の日から起算して15日を経過した日以降とする。
- 5 総合振興局長等は当該広告物又は掲出物件が公衆に対し危害を及ぼすおそれがある場合は、2から4に規定する期間にかかわらず、略式代執行を実行することができるものとする。

## 第10 違反広告物一覧表等の報告

総合振興局長等は、次により必要事項について、期日を厳守の上、知事に報告すること。

- 1 「違反広告物調査年間計画書」（別記第1号様式）

「第2 違反広告物の調査」により設定した重点是正地区及び重点是正業種等について、年度当初4月10日までに提出すること。
- 2 「違反広告物一覧表」（様式第2号）

各月末の違反広告物の是正指導状況等について、翌月10日までに電子帳票により提出すること。

## 第11 違反防止の啓発

- 1 知事及び総合振興局長等は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置するに当たっては、条例の定めるところにより許可を受けること又は許可の内容を遵守しなければならないことを機会あるごとに広報し、違反防止の啓発に努めるものとする。
- 2 総合振興局長等は、出願者に対して、その広告物又は掲出物件の許可期間満了のおおむね1月前までに、文書（様式第22号）を送付し、継続許可申請又は除却届の提出を促すものとする。

## 第 12 附則

- 1 この要領は、平成 16 年 3 月 24 日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、「屋外広告物許可等事務要領等の制定について」（平成 3 年 4 月 10 日付け都計第 26 号住宅都市部長通達）別添 3 「屋外広告物違反是正要領」、「違反広告物調査実施要領」（平成 8 年 4 月 24 日付け都計第 53 号住宅都市部長通達一部改正：平成 9 年 5 月 22 日）及び「屋外広告物違反台帳様式の制定について」（平成 8 年 4 月 24 日付け都計第 54 号住宅都市部長通達）は、廃止する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日付け改正）

この要領は、平成 19 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日付け改正）

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 8 月 15 日付け改正）

平成 23 年 8 月 15 日から施行する。

ただし、第 10 の 2 については、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 22 日付け改正）

この要領は、平成 24 年 10 月 22 日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 3 日付け改正）

この要領は、平成 25 年 9 月 3 日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 1 日付け改正）

この要領は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日付け改正）

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日付け改正）

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 22 日付け改正）

この要領は、令和元年 5 月 22 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 27 日付け改正）

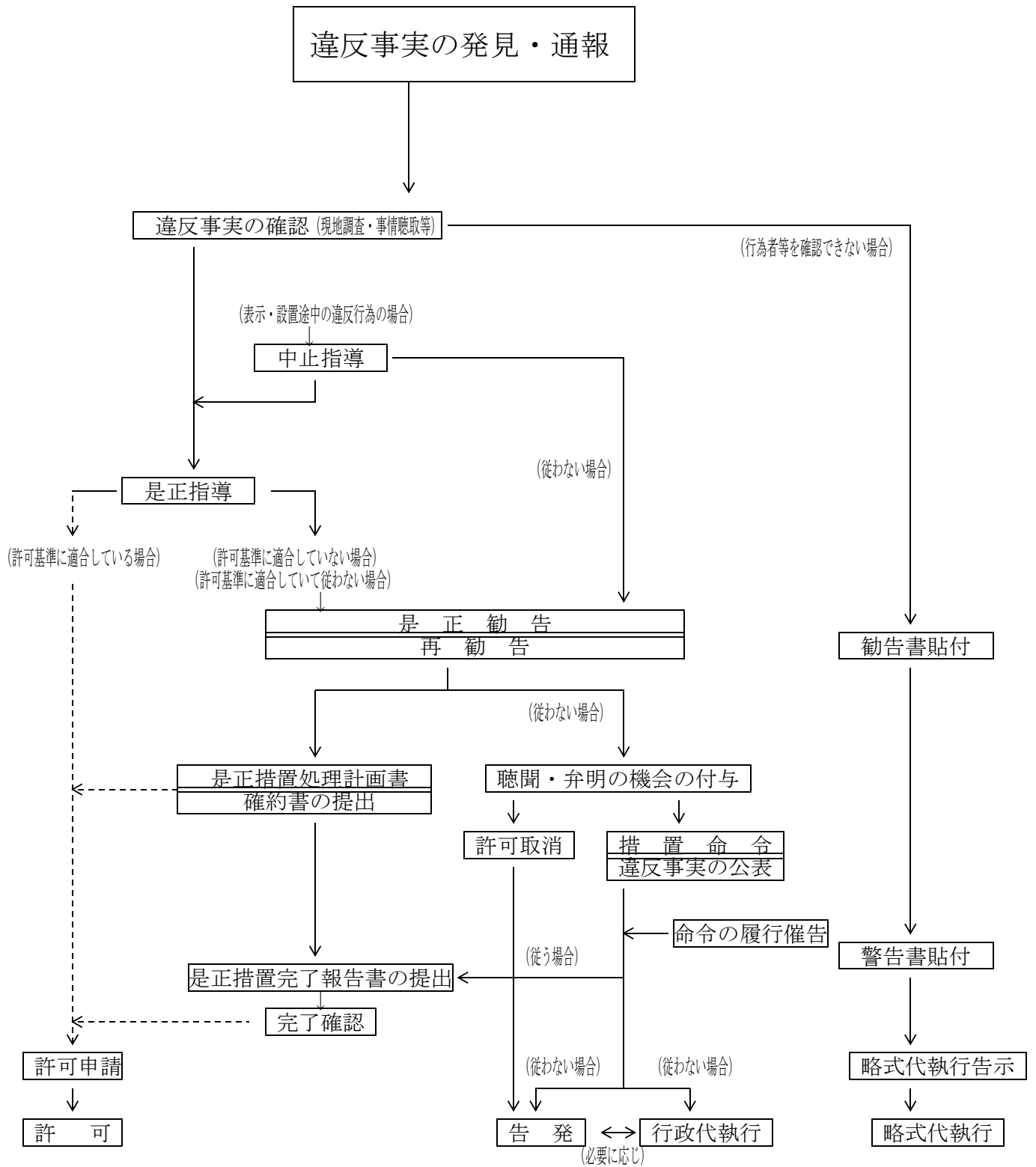
この要領は、令和 2 年 5 月 27 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日付け改正）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。



# ○違反行為に対する事務処理フロー



様式第1号(表)

違反広告物台帳

(年度把握案件)

整理番号	—
------	---

違反物件の概要	物件所在地		
	広告主	(住所・所在地) 〒 (氏名・名称・代表者氏名)	(電話番号) (屋外広告業登録番号) (資格) (屋外広告物講習会終了番号)
	表示設置受託者・管理者	(住所・所在地) 〒 (氏名・名称・代表者氏名)	(電話番号) (屋外広告業登録番号) (資格) (屋外広告物講習会終了番号)
	地域区分	第 種許可地域 ・ 第 種禁止地域	
	用途地域等	都計区域内 ( 地域)、建基法 6-1-4、他 ( )	
	違反広告物の種類	地上広告物 ・ 壁面広告物 ・ 屋上広告物	
	違反内容	無許可物件・違反物件	
	表示内容	*違反広告物の特定のため、表示文言等を記載	
他法令違反	法(条例)第 条違反 ( に係る無許可等)		
処理経過	初回現地調査日時	年 月 日	
	初回現地調査者職・氏名	<input type="checkbox"/> 査(まちづくり) 甲野一郎 <input type="checkbox"/> 主任 乙野二郎	
	報告書の徴収	年 月 日	
	立入検査	年 月 日	
	立入検査者職・氏名	<input type="checkbox"/> 査(まちづくり) 甲野一郎 <input type="checkbox"/> 主任 乙野二郎	
	指導(口頭・文書)	① 年 月 日(文書・口頭) ② 年 月 日(文書・口頭) ③ 年 月 日(文書・口頭) ④ 年 月 日(文書・口頭)	
	是正勧告書	年 月 日	
	是正再勧告書	年 月 日	
	許可取消し・措置命令・公表	年 月 日	
	告発・行政代執行	年 月 日	
処理完結	年 月 日 許可・改修・移転・除却・その他 ( )		
その他	*行為者等に土地権利原がないこと等、特記事項を記載		

(違反広告物の是正件数)

		是正対象・物件数			是正済・物件数			
		初回調査確認時	再確認時増減①	再確認時増減②	再確認時増減③	是正①	是正②	是正③
確認(是正)年月日		..	..	..	..	..	..	
地上広告物	区分	/	訂正増減・増設	訂正増減・増設	訂正増減・増設	許可済・除却改修済	許可済・除却改修済	許可済・除却改修済
	件数	件	件	件	件	件	件	件
壁面広告物	区分	/	訂正増減・増設	訂正増減・増設	訂正増減・増設	許可済・除却改修済	許可済・除却改修済	許可済・除却改修済
	件数	件	件	件	件	件	件	件
屋上広告物	区分	/	訂正増減・増設	訂正増減・増設	訂正増減・増設	許可済・除却改修済	許可済・除却改修済	許可済・除却改修済
	件数	件	件	件	件	件	件	件

様式第1号（裏）

確認印			処理経過記載欄	
課長	主査	係	年月日	処理内容
				<p>* 表面「処理経過」等の内容（行政指導、行政処分等の経過等）を具体的に記録すること。</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>

(現況写真等貼付欄)

\* 必要に応じ別葉とする。

(違反広告物位置図)

\* 必要に応じ別葉とする。

違反広告物一覧表( 年度把握案件)

様式第2号  
年 月 末現在

整理番号	物件所在地	広告主 <small>住所・所在地・氏名・名称・代表者氏名</small>	表示設置受託者・管理者(住所氏名) <small>住所・所在地・氏名・名称・代表者氏名</small>	地域区分	違反広告物の種類	違反広告物の是正指導状況						違反内容	表示内容	特記事項	完結	
						是正対象	許可済	除却改修済	処理済	指導中	未指導					未是正
					地上広告物				0			0				
					壁面広告物				0			0				
					屋上広告物				0			0				
					地上広告物				0			0				
					壁面広告物				0			0				
					屋上広告物				0			0				
					地上広告物				0			0				
					壁面広告物				0			0				
					屋上広告物				0			0				
					地上広告物				0			0				
					壁面広告物				0			0				
					屋上広告物				0			0				
					地上広告物				0			0				
					壁面広告物				0			0				
					屋上広告物				0			0				
年度 違反広告物数 計					地上広告物				0			0				
					壁面広告物				0			0				
					屋上広告物				0			0				
違反広告物数 総計(各年度計)					地上広告物				#REF!			#REF!				
					壁面広告物				#REF!			#REF!				
					屋上広告物				#REF!			#REF!				

注

- 1 本様式は、「違反広告物台帳」(様式第1号)を作成したものについて、把握年度ごとに作成すること。
- 2 「整理番号」は、「違反広告物台帳」(様式第1号)の「整理番号」を記載すること。
- 3 各欄は、「違反広告物台帳」(様式第1号)の該当欄の記載内容を記入すること。
- 4 新たに把握した案件を順次追加するとともに、処理が完結し「違反広告物数」の「現在数」の項目が0となった案件についても、処理が完結した年度が終了するまで削除しないこと。
- 5 各月末の状況を建設部まちづくり局都市計画課に報告すること。

## ○違反広告物台帳と違反広告物一覧表の記載方法について

### 1 違反広告物台帳（様式第1号）の記載方法

- ① 現地調査、広告主及び設置業者等への事情聴取並びに各種図面等により違反広告物であると確認した時点で作成することとし、各項目については、調査の進行により判明した内容を順次記載すること。
- ② 広告主及び物件所在地が同一である違反広告物（以下「案件」という。）を単位として作成すること。ここで、「物件所在地が同一」とは、敷地及び建築物等が同一であること（自家用広告物にあっては、事務所又は営業所が同一であること。）をいう。ただし、所在地が異なる物件であっても、同一施設等への案内用広告物である場合など、違反広告物の指導監督上合理的な場合には、例外的に同一案件として台帳を作成しても差し支えないものとする。
- ③ 同一案件については、年度を超えて物件が増設された場合であっても、新規増設物件について新しく違反広告物台帳（様式第1号）を作成しないこと。
- ④ 表面の「整理番号」は、案件を把握した年度ごとに付番することとし、最初に当該年度を番号表示すること（例えば平成23年度に最初に把握した案件であれば「23-1」）。
- ⑤ 表面の「地域区分」を記載するに当たっては、「違反広告物に係る地域区分チェック表」（様式第3号）を作成し、誤りのないように留意するとともに、同表を判定の経過が明らかとなる資料とともに、違反広告物台帳（様式第1号）に添付し保存すること。
- ⑥ 表面の「違反広告物の是正件数」欄の「物件数」とは、許可申請の単位となり得る広告物の数量を指すものとする。従って、壁面広告物では、広告板であるものについては板面、直接壁面にペンキ等で描かれたものについては意匠上一体となる部分を1単位とする。また、地上広告物については、掲出物件である工作物ではなく、掲出物件に附属する広告板の板面を1単位とし、屋上広告物であって立方体構造の場合には、立方体の各面を1単位とする。
- ⑦ 表面の「違反広告物の是正件数」欄の「是正対象・物件数」の「初回調査確認時」の項目は、初回現地調査時において違反広告物を確認した年月日を記載するとともに、「地上広告物」、「壁面広告物」及び「屋上広告物」ごとに違反広告物の物件数を記載すること。
- ⑧ 表面の「違反広告物の是正件数」欄の「是正対象・物件数」の「再確認時増減」の項目は、初回現地調査後の再度の調査に基づき「初回調査確認時」の件数を訂正増減する場合又は初回現地調査後に違反行為者が違法に屋外広告物を増設した場合における違反広告物の増減数を記載する（許可や除却改修による減少は記載しないこと）。従って、「初回調査確認時」の件数＋「再確認時増減」が当該案件における違反広告物の是正対象物件数となる。
- ⑨ 表面の「違反広告物の是正件数」欄の「是正済・物件数」の「是正」の項目は、許可や除却改修が行われた年月日又は除却改修を現地調査等により確認した年月日を記載するとともに、許可済又は除却改修済により是正された件数を記載する。
- ⑩ 裏面の「処理経過記載欄」には、表面の「処理経過」欄に記載した処理の日付のほか、処理の内容を具体的に記載するとともに、是正指導担当者が内容を記載内容を確認し、押印すること。

## 2 違反広告物一覧表（様式第2号）の記載方法

- ① 違反広告物台帳（様式第1号）ごとに各項目を記載し作成すること。従って、ある案件について、翌年度に物件が新しく増設された場合にも、翌年度の一覧表に別途記載するのではなく、既存の当該案件の一覧表の「是正対象」の項目に記載すること。
- ② 「整理番号」は、違反広告物台帳（様式第1号）の「整理番号」を記載すること。
- ③ 「違反広告物の是正指導状況」欄のうち、「是正対象」の項目は、違反広告物台帳（様式第1号）の「違反広告物の是正件数」欄の「是正対象・物件数」の項目の「初回調査確認時」の件数＋「再確認時増減」の件数を記載すること（従って、この件数には既に是正された件数も含まれるものである。）。
- ④ 「違反広告物の是正指導状況」欄のうち、「許可済」及び「除却改修済」の項目は、違反広告物台帳（様式第1号）の「違反広告物の是正件数」欄の「是正済・物件数」の項目の「是正」の件数を記載すること。
- ⑤ 「違反広告物の是正指導状況」欄のうち、「指導中」は、口頭指導及び文書指導を行為者等に対して行った場合、すなわち違反広告物台帳（様式第1号）の「処理経過」欄のうち「指導（口頭・文書）」を記載した場合に記入すること。
- ⑥ 「違反広告物の是正指導状況」欄のうち、「未指導」は上記⑤以外の場合（違反広告物台帳（様式第1号）を作成したが、口頭指導及び文書指導を行っていない場合）に記載すること。
- ⑦ 「特記事項」欄には、他法令違反、相手方の是正意思の有無、今後の是正計画等を簡潔に記載すること。
- ⑧ 「完結」欄は、「違反広告物の是正指導状況」欄のうち、「未是正」の項目の件数が0となった場合に「完結」と記載すること。
- ⑨ 各年度の把握案件ごと及び総計の件数を月末ごとに整理すること。
- ⑩ 完結した案件は、当該年度が終了するまでは違反広告物一覧表（様式第2号）から除却せず、翌年度4月末現在一覧表から除却するものとする。
- ⑪ 建設部まちづくり局都市計画課への報告は、各月末において整理した内容を報告すること。

違反広告物に係る地域区分チェック表

様式第3号

順位	地域区分	他法令の地域及び知事の指定する地域等	確認方法	判定			
				担当者	確認者		
第1位	第1種禁止地域	風致保安林	各総合振興局(振興局)林務課又は各森林管理署備え付けの図面等により確認する。	A			
		原生自然環境保全地域	各自然保護官事務所備え付けの図面等により確認する。	A			
		自然環境保全地域	各自然保護官事務所備え付けの図面等により確認する。	A			
		自然環境保全地域	各総合振興局(振興局)環境生活課所在の図面等により確認する。	A			
		環境緑地保護地域(水光園(帯広市)を除く。)	各総合振興局(振興局)環境生活課所在の図面等により確認する。	A			
		自然景観保護地区	各総合振興局(振興局)環境生活課所在の図面等により確認する。	A			
		学術自然保護地区	各総合振興局(振興局)環境生活課所在の図面等により確認する。	A			
		国立公園の特別地域(用途地域を除く。道路敷地の区域を除く。)	各自然保護官事務所備え付けの図面等により確認する。	A			
		国立公園の特別地域(用途地域を除く。道路敷地の区域を除く。)	各総合振興局(振興局)環境生活課所在の図面等により確認する。	A			
		国立公園の特別地域(用途地域を除く。道路敷地の区域を除く。)	各総合振興局(振興局)環境生活課所在の図面等により確認する。	A			
第2位	第2種禁止地域	第1種低層住居専用地域~各市及び当別町のみ(道路敷地の区域を除く。)	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面により確認する。	B			
		文化財及びその敷地内(別添1)	市街地図等により確認する。	A			
		高速自動車国道及び自動車専用道路(一般国道に限る。)の区域	各総合振興局(振興局)道路課の管内図等、各開発建設部の道路台帳等又は東日本高速道路株式会社各管理事務所の管理用図面等により確認する。	A			
		高速自動車国道及び自動車専用道路(一般国道に限る。)の路端から500m以内の展望地域(用途地域を除く。:建築基準法第6条第1項第4号指定地域を除く。:釧路市・北見市・上川市・富良野市・松前町・七飯町・鹿部町・森町・八雲町・上ノ国町・厚沢部町・共和町・上砂川町・月形町・音威子府村・むかわ町・日高町・平取町・新ひだか町・別海町・羅臼町の区域であって図示する部分を除く。)	各総合振興局(振興局)道路課の管内図等、各開発建設部の道路台帳等又は東日本高速道路株式会社各管理事務所の管理用図面等により確認する。	A			
		新幹線鉄道の路端から500m以内の展望地域(用途地域を除く。:建築基準法第6条第1項第4号指定地域を除く。:釧路市・北見市・上川市・富良野市・松前町・七飯町・鹿部町・森町・八雲町・上ノ国町・厚沢部町・共和町・上砂川町・月形町・音威子府村・むかわ町・日高町・平取町・新ひだか町・別海町・羅臼町の区域であって図示する部分を除く。)	各総合振興局(振興局)道路課の管内図等又は北海道旅客鉄道株式会社各保線所の用地図等により確認する。	A			
		都市公園の区域、社会資本整備重点計画法施行令第2条第1号に規定する公園又は緑地で政府関係機関又は地方公共団体の補助金、貸付金等の財政援助に係るものの区域、社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に規定する公園又は緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものの区域	市街地図等により確認する。	A			
		旭川空港の付近(別添2)	上川総合振興局建設指導課備え付けの図面により確認する。	B			
		中標津空港の付近(別添3)	根室振興局建設指導課備え付けの図面により確認する。	B			
		宮島沼(美幌市)、別寒辺牛湿原(厚岸町:別添5)、多和平(標茶町:別添6)、開陽台(中標津町:別添7)	空知総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局建設指導課備え付けの図面により確認する。	B			
		古墳、墓地及び火葬場	市街地図等により確認する。	A			
第3位	第5種許可地域	官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、公立病院、公衆便所及びその敷地内	市街地図等により確認する。	A			
		北広島市のうち国道36号線及びこれから展望できる地域(家屋のある部分を除く。)	石狩振興局道路課の管内図等又は札幌開発建設部の道路台帳等により確認する。	A			
		道道釧路空港線の路端から両側100m以内の地域(別添8)	釧路総合振興局建設指導課備え付けの図面により確認する。	B			
		環境緑地保護地域(水光園(帯広市))	十勝総合振興局環境生活課備え付けの図面等により確認する。	A			
		第4位	第3種許可地域	高速自動車国道及び自動車専用道路(一般国道に限る。)の路端から500m以内の展望地域(用途地域に限る。:建築基準法第6条第1項第4号指定地域に限る。:釧路市・北見市・上川市・富良野市・松前町・七飯町・鹿部町・森町・八雲町・上ノ国町・厚沢部町・共和町・上砂川町・月形町・音威子府村・むかわ町・日高町・平取町・新ひだか町・別海町・羅臼町の区域であって図示する部分に限る。)	各総合振興局(振興局)道路課の管内図等、各開発建設部の道路台帳等又は東日本高速道路株式会社各管理事務所の管理用図面等により確認する。	A	
				商業地域	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面により確認する。	B	
				近隣商業地域	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面により確認する。	B	
				準工業地域	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面により確認する。	B	
				工業地域	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面により確認する。	B	
				工業専用地域	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面により確認する。	B	
第1種住居地域	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面により確認する。			B			
第2種住居地域	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面により確認する。			B			
準住居地域	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面により確認する。			B			
建築基準法第6条第1項第4号指定地域	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面により確認する。			C			
第5位	第2種許可地域	釧路市・北見市・上川市・富良野市・松前町・七飯町・鹿部町・森町・八雲町・上ノ国町・厚沢部町・共和町・上砂川町・月形町・音威子府村・むかわ町・日高町・平取町・新ひだか町・別海町・羅臼町の区域であって図示する部分	関係総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面により確認する。	B			
		その他知事が指定する地域(滝上町の区域であって図示する区域)	オホーツク総合振興局建設指導課備え付けの図面により確認する。	B			
		第1種低層住居専用地域(各市及び当別町以外の市町村)	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面により確認する。	B			
		第2種低層住居専用地域	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面により確認する。	B			
		第1種中高層住居専用地域	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面により確認する。	B			
		第2種中高層住居専用地域	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面により確認する。	B			
		田園住居地域	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面により確認する。	B			
		第4種許可地域	その他知事が指定する地域(江別市大麻地区地区計画区域)	石狩振興局建設指導課備え付けの図面により確認する。	B		
		第6位	第5種許可地域	国立公園の普通地域(第1種許可地域から第3種許可地域に該当する場合を除く。)	各自然保護官事務所備え付けの図面等により確認する。	A	
				国立公園の普通地域(第1種許可地域から第3種許可地域に該当する場合を除く。)	各総合振興局(振興局)環境生活課所在の図面等により確認する。	A	
国立公園の普通地域(第1種許可地域から第3種許可地域に該当する場合を除く。)	各総合振興局(振興局)環境生活課所在の図面等により確認する。			A			
第7位	第6種許可地域	一般国道(自動車専用道路を除く。)、道道及び鉄道(新幹線鉄道を除く。)/の路端から100m以内の展望地域(第1種許可地域から第3種許可地域まで及び第5種許可地域に該当する場合を除く。)	各総合振興局(振興局)道路課の管内図等、各開発建設部の道路台帳等又は各鉄道事業者保線所等の用地図等により確認する。	A			
		旭川空港の付近(禁止地域を除く。:旭川市の区域を除く。:別添9)	上川総合振興局建設指導課備え付けの図面により確認する。	B			
第8位	第4種許可地域	用途地域を除く都都市計画区域(第1種許可地域から第3種許可地域まで、並びに第5種許可地域及び第6種許可地域に該当する場合を除く。)	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面により確認する。	B			
		一般国道(自動車専用道路を除く。)/の区域(第1種許可地域から第3種許可地域まで、並びに第5種許可地域及び第6種許可地域に該当する場合を除く。)	各総合振興局(振興局)道路課の管内図等又は各開発建設部の道路台帳等により確認する。	A			
		道道の区域(第1種許可地域から第3種許可地域まで、並びに第5種許可地域及び第6種許可地域に該当する場合を除く。)	各総合振興局(振興局)道路課の管内図等及び道路台帳等により確認する。	A			
		高速自動車国道及び自動車専用道路(一般国道に限る。)/の路端から500mを超える展望地域(第1種許可地域から第3種許可地域まで、並びに第5種許可地域及び第6種許可地域に該当する場合を除く。)	各総合振興局(振興局)道路課の管内図等、各開発建設部の道路台帳等又は東日本高速道路株式会社各管理事務所の管理用図面等により確認する。	A			
		新幹線鉄道の路端から500mを超える展望地域(第1種許可地域から第3種許可地域まで、並びに第5種許可地域及び第6種許可地域に該当する場合を除く。)	各総合振興局(振興局)道路課の管内図等又は北海道旅客鉄道株式会社各保線所の用地図等により確認する。	A			
		一般国道(自動車専用道路を除く。)/、道道及び鉄道(新幹線鉄道を除く。)/の路端から100mを超える展望地域(第1種許可地域から第3種許可地域まで、並びに第5種許可地域及び第6種許可地域に該当する場合を除く。)	各総合振興局(振興局)道路課の管内図等、各開発建設部若しくは各総合振興局(振興局)の道路台帳等又は各鉄道事業者保線所等の用地図等により確認する。	A			
		表示・設置の場所の特定及び都市計画図との照合に用いた図面等(該当する図面等○で囲うこと。)	付近見取図・ブルーマップ・その他( )				
		判定地域区分	第 種 地 域				
		判定年月日	年 月 日				

注:1 順位に従いチェックし、該当する判定欄に○を付けること。  
 2 各総合振興局(振興局)において、関係部分以外を適宜削除して使用すること。  
 3 区分A~他官公署や他課の図面等により確認を行うもの(地域の変更等につき、建設部まちづくり局都市計画課が情報提供)  
 区分B~各総合振興局(振興局)建設指導課で図面を管理し確認を行うもの(地域の変更等につき、建設部まちづくり局都市計画課が情報提供)  
 区分C~各総合振興局(振興局)建設指導課で図面を管理し確認を行うもの(地域の変更等につき、各総合振興局(振興局)建設指導課が年に1回以上確認)  
 4 区分が明瞭でない場合には、関係機関の意見を求めること。

担当者(職・氏名) \_\_\_\_\_  
 確認者(職・氏名) \_\_\_\_\_

違反広告物に係る地域区分チェック表・様式第3号・別添

別添1 条例第2条第1項第2号の知事が指定する範囲内にある地域	区 分	名 称	所 在 地	適用地域
重要文化財	同	旧三戸部家住宅	伊達市	敷地内
	同	福山城（松前城）本丸御門	松前町	同
	同	法源寺山門	同	同
	同	龍雲院本堂、庫裏、惣門、鐘楼及び土蔵	同	同
	同	旧中村家住宅	江差町	同
	同	上國寺本堂	上ノ国町	同
	同	旧笹浪家住宅主屋及び土蔵	同	同
	同	旧下ヨイ子連上家	余市町	同
	同	旧本間家住宅	増毛町	同
	同	旧花田家番屋	小厚岸町	同
	同	正行寺本堂	美唄市	同
	同	美唄屯田兵屋	同	同
	同	野幌屯田兵第二中隊本部	江別市	同
	同	和田屯田兵村被服庫	根室市	同
	同	旧松前城本丸表御殿玄関	同	同
有形文化財	同	徳山大神宮	同	同
	同	旧檜山爾志郡役所庁舎	江差町	同
	同	砂館神社本殿	上ノ国町	同
	同	本願寺駒通	沼田町	同
	同	旧小納屋住宅	羽幌町	同
	同	太田屯田兵屋	厚岸町	同
	同	江差姥神町横山家	江差町	同
	同			
	同			
	同			
有形民俗文化財				

別添2 条例第2条第1項第3号の5の知事が特に指定する区域  
 道道旭川空港線と交差する稲荷川左岸を起点に旭川空港入り口までの区間の道路及び道路から100メートル以内の区域（ただし、旭川空港敷地を除く。）、旭川空港の東側敷地境界と道道旭川空港線が接する区間の道道旭川空港線から500メートルの間隔で平行に引いた線の南東方向への延長線と、同空港の敷地境界と空港・千代ヶ岡道路線が接する区間の同線から500メートルの間隔で引いた線の北東方向への延長線を結ぶ線で、旭川空港敷地までの区域並びに旭川空港敷地の上川郡東神楽町10番1480の境界北角から500メートルの範囲で道道旭川空港線を境に空港敷地側及び同線の稲荷神社前交差点から稲荷川右岸に至る、道路から100メートルの範囲を除く区域。ただし、旭川市の区域を除く。

別添3 中標津空港の敷地から展望することができる地域であって、同敷地境界から500メートル以内の区域（同敷地を除く。）及び同敷地であって、道道中標津空港線から100メートル以内の区域。ただし、道道中標津斜里線、道道中標津空港線（道道中標津斜里線と接続する地点から中標津空港に至る区間を除く。）及び道道川北中標津線を結ぶ線の中標津空港側に同線と100メートルの間隔で平行に引いた線より中標津市街地側の区域（道道中標津空港線から100メートル以内の区域を除く。）を除く。

別添4 条例第2条第1項第3号の6の知事が特に指定する区域  
 美唄市に所在する宮島沼の岸から水平距離50メートル以内の区域（水面の区域を除く。）

別添5 条例第2条第1項第3号の6の知事が特に指定する区域  
 厚岸町に所在する別寒辺牛川と国道44号との交点を起点とし、同点から同川に沿って北西に進み、同町大字太田村字別寒辺牛4番の北東側地番界の延長線との交点に至り、同点から同延長線並びに同地番及び同大字大別1番1の地番界に沿って南に進み、国道44号の北側敷地界との交点に至り、同点から同国道に沿って南西に進み、同字2番4の北角に至り、同所から同地番の地番界に沿って南東に進み、同地番の東角に至り、同所から同地番の地番界並びに同字2番2の地番界及びその延長線に沿って南西に進み、チライカリベツ川に至り、同所から同川に沿って東に進み、同町大字別寒辺牛村字別寒辺牛原野3線49番1の北西側地番界の延長線との交点に至り、同点から同延長線に沿って北東に進み、同地番の東角に至り、同所から同字47番1の南西側地番界の延長線及び同地番界に沿って北西に進み、別寒辺牛川に至り、同所から同川に沿って北に進み起点に至る線によって囲まれた区域

別添6 条例第2条第1項第3号の6の知事が特に指定する区域  
 標茶町字標茶957番地の三等三角点中磯分内から展望することができる地域であって、これから1,000メートル以内の区域

別添7 条例第2条第1項第3号の6の知事が特に指定する区域  
 中標津町字俣落2260番1の二等三角点武佐台から展望することができる地域であって、これから1,000メートル以内の区域

別添8 条例第2条第1項第7号の知事が指定する地域  
 釧路市鶴丘2番地、16番地から18番地まで及び164番地から170番地まで、鶴岡8線133番地、135番地、136番地、139番地、145番地及び161番地から165番地まで並びに鶴丘9線159番地の一部の地域であって、次の図に示す部分（「次の図」は省略し、その図面を北海道建設部まちづくり局都市計画課及び釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設指導課に備え置いて縦覧に供する。）

別添9 条例第3条第1項第8号の知事が指定する区域  
 旭川空港を囲む道道旭川空港線から空港方向に向けて展望することができる地域であって、旭川空港敷地までの区域並びに道道旭川空港線並びに空港・千代ヶ岡道路線を経て、一般国道237号に至る区間の道路から展望することができる地域であってこれから500メートル以内の区域。ただし、空港敷地、第2種禁止地域の区域及び旭川市の区域を除く。



(行為者等) 様

北海道 総合振興局長 (振興局長)

北海道屋外広告物条例に基づく屋外広告物の表示・設置に係る〔資料の提出〕〔事情聴取〕  
について (通知)

〔貴社〕〔あなた〕が〔表示・設置をしようとしている〕〔表示・設置した〕次の屋外広告物は、北海道屋外広告物条例〔第2条〕〔第3条〕〔第5条〕〔第10条〕〔第13条〕〔第14条〕の規定に違反している〔おそれがある〕ことから、その内容について〔確認〕〔お尋ね〕したいことがありますので、次のとおり〔資料を提出〕〔来庁〕願います。

記

1 屋外広告物の概要

- (1) 種類及び数量
- (2) 表示内容
- (3) 表示又は設置の場所
- (4) 許可(禁止)地域の区分

2 来庁日時及び場所

- (1) 日 時 年 月 日 午前・午後 時 分
- (2) 場 所

3 持参書類

(必要なものを記載すること。)

4 その他

当日、来庁できない場合は、次に連絡してください。

連絡先 (住所を記載すること。)

〇〇総合振興局(振興局) 〇〇部[〇〇室] 〇〇課 〇〇  
電話 〇〇-〇〇-〇〇内線 (〇〇)

(〇〇部[〇〇室] 〇〇課 〇〇)

((注) [ ] の箇所は、事案の内容に応じ適切な語句を選択すること。以下同じ。)

(行為者等) 様

北海道 総合振興局長 (振興局長)

北海道屋外広告物条例に基づく屋外広告物の表示・設置の中止について (通知)

〔貴社〕〔あなた〕が表示・設置をしようとしている次の屋外広告物は、北海道屋外広告物条例〔第〇条第〇項〕の規定に基づく知事の許可を〔受けなければしてはならないものでありますが、許可を受けていない〕〔受けているところですが、許可の内容に違反する〕〔受けているところですが、許可に付した条件に違反する〕行為ですので、直ちに工事を中止してください。

なお、この後の措置については、追って通知します。

記

- 1 屋外広告物の種類及び数量
- 2 表示内容
- 3 表示又は設置の場所
- 4 許可 (禁止) 地域の区分

(〇〇部[〇〇室]〇〇課〇〇)

## 違反行為に係る是正勧告書

(記号) 第 年 月 日

(行為者等) 様

北海道 総合振興局長 (振興局長)

〔貴社〕〔あなた〕が〔表示・設置をしようとしている〕〔表示・設置した〕次の屋外広告物は、北海道屋外広告物条例〔第〇条第〇項〕の規定に基づく〔知事の許可を受けずに行われた〕〔知事の変更の許可を受けずに行われた〕〔知事の許可に付せられた条件に違反した〕〔知事の変更の許可に付された条件に違反した〕ものであり、誠に遺憾であります。

つきましては、屋外広告物の表示・設置に当たっては、同条例の規定を遵守し、再び違反行為を行わないよう厳重に注意します。

また、本件行為に関して、次のとおり是正の措置を講ずるよう勧告しますので、この勧告に基づき講ずる措置について、年 月 日までに別紙是正計画書により提出してください。

なお、この勧告に従わないときは、同条例〔第13条〕〔第14条〕の規定による〔許可の取消し〕〔除却その他の措置〕を命ずることとなるので、あらかじめ申し添えます。

記

- 1 屋外広告物の種類及び数量
- 2 表示内容
- 3 表示又は設置の場所
- 4 許可（禁止）地域の区分
- 5 措置すべき内容
- 6 提出を要する書類
  - (1) 是正措置処理計画書
  - (2) 確約書
  - (3) その他関係図書
- 7 報告先 (住所を記載する。)

〇〇総合振興局 (振興局) 〇〇部〔〇〇室〕〇〇課〇〇  
電話〇〇-〇〇-〇〇内線 (〇〇)

(〇〇部〔〇〇室〕〇〇課〇〇)

# 是正措置処理計画書

年 月 日

総合振興局長（振興局長）様

住 所  
氏 名

年 月 日付け 第 号で勧告のあった是正措置については、次のとおり処理する計画ですので、関係書類を添えて報告します。

## 記

- 1 屋外広告物の種類及び数量
- 2 表示内容
- 3 表示又は設置の場所
- 4 許可（禁止）地域の区分
- 5 措置の内容及び期限
  - 1 許可基準に適合するよう改修します
  - 2 許可可能な地域に移転します
  - 3 除却します
  - 4 その他
- 6 添付書類

# 確 約 書

〔当社〕〔私〕が北海道屋外広告物条例の規定に違反して〔表示・設置をしようとしている〕〔表示・設置した〕屋外広告物については、〔違反行為に係る是正勧告書に基づき、 年 月 日までに別添の是正措置処理計画書のとおり是正措置を完了する〕〔許可を 年 月 日までに申請する〕ことを確約します。

なお、屋外広告物を表示し又は設置するに当たっては、北海道屋外広告物条例の規定を遵守し、違反行為を繰り返さないことを誓います。

年 月 日

総合振興局長（振興局長） 様

住 所  
氏 名

## 違反行為に係る是正再勧告書

(記号) 第 年 月 日

(行為者等) 様

北海道 総合振興局長 (振興局長)

〔貴社〕〔あなた〕が〔表示・設置をしようとしている〕〔表示・設置した〕次の屋外広告物は、北海道屋外広告物条例〔第〇条第〇項〕の規定に基づく〔知事の許可を受けずに行われた〕〔知事の変更の許可を受けずに行われた〕〔知事の許可に付せられた条件に違反した〕〔知事の変更の許可に付された条件に違反した〕ものであり、認められたため、 年 月 日付け 第 号で当該違反の是正を勧告したところですが、未だに履行されておられません。

つきましては、本案件に関して、次のとおり是正の措置を講ずるよう再度勧告します。

また、この勧告に基づき講ずる措置については、 年 月 日までに別紙是正措置処理計画書により提出してください。

なお、この勧告に従わないときは、同条例〔第13条〕〔第14条〕の規定による〔許可の取消し〕〔除却その他の措置〕を命ずることとなるので、あらかじめ申し添えます。

### 記

- 1 屋外広告物の種類及び数量
- 2 表示内容
- 3 表示又は設置の場所
- 4 許可（禁止）地域の区分
- 5 措置すべき内容
- 6 提出を要する書類
  - (1) 是正措置処理計画書
  - (2) 確約書
  - (3) その他関係図書

7 報告先 (住所を記載する。)

〇〇総合振興局 (振興局) 〇〇部[〇〇室]〇〇課〇〇  
電話〇〇-〇〇-〇〇内線 (〇〇)

(〇〇部[〇〇室]〇〇課〇〇)

是 正 措 置 完 了 報 告 書

年 月 日

〔 総合振興局長（振興局長） 〕 様

住 所  
氏 名

年 月 日付け 第 号で〔勧告〕〔命令〕のあった是正措置については、次のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 完了年月日  
年 月 日
- 2 措置の内容
- 3 添付書類

様式第11号 (許可済みで、表示・設置しようとしている場合の中止命令)

(記号) 第 号達

住 所  
氏 名

北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）第13条の規定により、次のとおり屋外広告物の表示又は設置の中止を命じます。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長）

- 1 中止を命ずる屋外広告物の種類及び数量
- 2 中止を命ずる屋外広告物の表示内容
- 3 中止を命ずる屋外広告物の表示又は設置の場所

4 理 由

北海道屋外広告物条例第○条第○項の規定に違反し、〔良好な景観の形成を害すると認められるため〕〔風致を害すると認められるため〕〔公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるため〕〔許可申請書に虚偽の記載があったため〕

教 示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は○○地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(○○部[○○室]○○課○○)



様式第12号 (許可済みで、是正措置命令の場合)

(記号) 第 号達

住 所  
氏 名

北海道屋外広告物条例 (昭和25年北海道条例第70号) 第13条の規定により、次のとおり必要な措置をとることを命じます。

年 月 日

北海道 総合振興局長 (振興局長)

- 1 措置を命ずる屋外広告物の種類及び数量
- 2 措置を命ずる屋外広告物の表示内容
- 3 措置を命ずる屋外広告物の表示又は設置の場所
- 4 措置の内容
- 5 履行期限

年 月 日

6 理 由

北海道屋外広告物条例第〇条第〇項の規定に違反し、〔良好な景観の形成を害すると認められるため〕〔風致を害すると認められるため〕〔公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるため〕〔許可申請書に虚偽の記載があったため〕

教 示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日 (1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日) の翌日から起算して6月以内に、北海道 (訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。) を被告として、札幌地方裁判所 (又は〇〇地方裁判所) に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(〇〇部[〇〇室]〇〇課〇〇)

様式第13号 (許可取消しの場合)

(記号) 第 号達

住 所  
氏 名

北海道屋外広告物条例 (昭和25年北海道条例第70号) 第13条の規定により、 年 月 日付  
け 第 号指令による許可を取り消します。

年 月 日

北海道 総合振興局長 (振興局長)

理 由

○○。

教 示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日 (1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日) の翌日から起算して6月以内に、北海道 (訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。) を被告として、札幌地方裁判所 (又は○○地方裁判所) に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(○○部[○○室]○○課○○)

様式第14号 (許可済み以外で、表示・設置しようとしている場合の中止命令)

(記号) 第 号達

住 所  
氏 名

北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）第14条の規定により、次のとおり屋外広告物の表示又は設置の中止を命じます。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長）

- 1 中止を命ずる屋外広告物の種類及び数量
- 2 中止を命ずる屋外広告物の表示内容
- 3 中止を命ずる屋外広告物の表示又は設置の場所
- 4 理 由  
北海道屋外広告物条例〔第〇条第〇項〕の規定に違反し、屋外広告物を表示・設置しようとしているため

教 示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は〇〇地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(〇〇部[〇〇室]〇〇課〇〇)

様式第15号 (許可済み以外で、是正措置命令の場合)

(記号) 第 号達

住 所  
氏 名

北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）第14条の規定により、次のとおり必要な措置をとることを命じます。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長）

- 1 措置を命ずる屋外広告物の種類及び数量
- 2 措置を命ずる屋外広告物の表示内容
- 3 措置を命ずる屋外広告物の表示又は設置の場所
- 4 措置の内容
- 5 履行期限  
年 月 日

- 6 理 由  
北海道屋外広告物条例〔第〇条第〇項〕の規定に違反し、屋外広告物を表示・設置しているため

教 示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は〇〇地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(〇〇部[〇〇室]〇〇課〇〇)

北 海 道 知 事 様

北海道 総合振興局長 (振興局長)

違反広告物に対する措置命令について (報告)

北海道屋外広告物条例第 条に基づくこのことについて、次のとおり対象者を定めましたので、同条例施行規則第15条に基づき報告します。

記

- 1 措置命令の対象広告物  
表示又は設置の場所  
表示内容  
種類  
出願者 住所  
氏名  
管理者 住所  
氏名
- 2 措置命令の対象者 住所  
氏名
- 3 措置命令の内容
- 4 添付書類 違反行為調書及び違反行為経過書

〇〇部[〇〇室]〇〇課〇〇  
担当 (職名) (氏名)  
内線

## 違反行為に係る命令の履行催告書

(記号) 第 号  
年 月 日

(行為者等) 様

北海道 総合振興局長 (振興局長)

〔貴社〕〔あなた〕が表示・設置した次の特定の屋外広告物は、北海道屋外広告物条例の規定に違反していると認められ、 年 月 日付け 第 号達で北海道知事から〔必要な措置〕を命じられたところですが、未だに履行されておられません。  
よって、命令を履行することを、ここに催告します。

### 記

- 1 〔措置〕を命じられた屋外広告物の種類及び数量
- 2 〔措置〕を命じられた屋外広告物の表示内容
- 3 〔措置〕を命じられた屋外広告物の表示又は設置の場所
- 3 措置の内容
- 4 履行期限
- 5 理 由

(〇〇部[〇〇室]〇〇課〇〇)

様式第18号  
(記号) 第 号達

( 住 所 )  
( 氏 名 )

## 戒 告 書

年 月 日付け(記号)達で、次の屋外広告物を〇〇(措置命令の内容を記載する)するよう命じましたが、未だに履行されておられません。

つきましては、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項に基づき年 月 日までに〇〇(措置命令の内容を記載する)されないときは、行政代執行法第2条の規定に基づき代執行を行い、その費用をあなたから徴収しますので、あらかじめ申し添えます。

年 月 日

北海道 総合振興局長(振興局長)(氏 名)

- |         |           |          |
|---------|-----------|----------|
| 1       | 表示又は設置の場所 |          |
| 種       |           | 類        |
| 表 示 内 容 |           |          |
| 出 願 者   |           | 住所<br>氏名 |
| 管 理 者   |           | 住所<br>氏名 |

(〇〇部[〇〇室]〇〇課〇〇)

注 無許可物件の場合は、「出願者」を「行為者等」と読み替え、「管理者」を削除する。

( 住 所 )  
( 氏 名 )

代 執 行 令 書

年 月 日付け(記号)達で、次の屋外広告物を〇〇(措置命令の内容を記載する)するよう戒告しましたが、指定期限までに履行されていないため行政代執行法(昭和23年法律第43号)第2条に基づき行うことを同法第3条第2項により通知します。

なお、代執行に要した費用は、同法第2条によりあなたから徴収します。

年 月 日

北海道 総合振興局長(振興局長)(氏 名)

1 対 象 広 告 物

表示又は設置の場所

種 類

表 示 内 容

出 願 者 住所

氏名

管 理 者 住所

氏名

2 代 執 行 の 時 期

3 執 行 責 任 者

4 代執行費用の概算見積額

教 示

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は〇〇地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(〇〇部[〇〇室]〇〇課〇〇)

注 無許可物件の場合は、「出願者」を「行為者等」と読み替え、「管理者」を削除する。



北 海 道 知 事 様

北海道 総合振興局長 (振興局長)

違反広告物に対する略式代執行について (報告)

北海道屋外広告物条例第14条第1項ただし書きに基づくこのことについて、次のとおり対象者を定めましたので、同条例施行規則第16条に基づき報告します。

記

1 略式代執行の対象広告物

表示又は設置の場所

表示内容

種類

2 略式代執行の内容

3 添付書類

違反行為調書及び違反行為経過書

〇〇部[〇〇室]〇〇課〇〇  
担当 (職名) (氏名)  
内線

様式第21号（略式代執行（告示））  
（記号）第 号告示

北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）第14条第1項ただし書きの規定により、次の広告物を〇〇（代執行の内容を記載）する。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長）（氏 名）

1 代執行を行う内容

2 代執行を行う広告物  
表示又は設置の場所  
種 類  
表 示 内 容

3 代執行を行う日 年 月 日

(出願者) 様

北海道 総合振興局 (振興局) 部 [ 室 ] 建設指導課長

屋外広告物の継続許可申請について (通知)

さきに、北海道屋外広告物条例により許可を受けて表示しています次の屋外広告物の許可期間が満了となります。

この広告物を継続して表示するためには継続許可が必要です。別紙継続許可申請書に手数料を添えて、許可期間満了日の10開庁日前までに申請されるようお願いします。

また、広告物を表示しない場合は、除去届を提出してください。

なお、期間満了後、許可を受けずに広告物を表示しているときは、除却を命じることがありますのでご注意ください。

記

- 1 広告物の種類
- 2 許可年月日
- 3 許可番号
- 4 表示場所
- 5 許可期間
- 6 表示内容
- 7 態様
- 8 その他

※ 問合せ先

## 年度違反広告物調査年間計画書

\_\_\_\_\_ 総合振興局（振興局）

**重点是正地区**

調査対象区域	地域区分	用途地域等	調査予定月	調査予定日数	地区設定の考え方
合 計	調査対象区域 _____ 箇所				

**重点是正業種**

調査対象業種	調査予定月	調査予定日数	業 種 選 定 の 理 由

- 注 1 調査区域の位置、範囲等の概要を示す図面を添付すること。  
 2 調査対象区域は市町村名のほか、具体の地名等も記載すること。  
 1 「地域区分」欄は許可又は禁止地域の種別を、「用途地域等」は用途地域名又は「国道沿道100m以内の展望地域」など地域区分の判定要因等を記載すること。

別記第2号様式

## 勸告書

この屋外広告物は北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）第 条第 号に違反していますので、この広告物を表示し、若しくは設置し、又は管理する方は 年 月 日までに申し出てください。

なお、期日までに申し出がないときは、同条例第14条第1項のただし書きの規定に基づき、代執行により違反の是正を行います。

年 月 日

北 海 道 総合振興局長（振興局長）

・申し出及び問い合わせ先  
（所在地）

〇〇総合振興局（振興局）〇〇部 [〇〇室] 〇〇課〇〇  
電話〇〇-〇〇-〇〇内線（〇〇）

別記第3号様式

## 警告書

この屋外広告物は北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）第 条第 号に違反するため、同条例第14条ただし書きの規定に基づき、 年 月 日に（是正の内容を記載）します。

なお、この広告物を表示し、若しくは設置し、または管理する方は申し出てください。

年 月 日

北 海 道 総合振興局長（振興局長）

・申し出及び問い合わせ先  
（所在地）

〇〇総合振興局（振興局）〇〇部 [〇〇室] 〇〇課〇〇  
電話〇〇-〇〇-〇〇内線（〇〇）

(参考様式1) (許可申請があれば、許可が可能だと思われる場合)

(記号) 第 年 月 日

(行為者等) 様

北海道 総合振興局(振興局) 部 [ 室 ] 建設指導課長

屋外広告物条例に基づく許可申請について(通知)

屋外広告物は身近な情報を伝える手段として、経済活動や社会活動を円滑にする役割を果たしていますが、無秩序に氾濫すると環境や景観を損なうことから、美観風致の維持と公衆に対する危害の防止を図ることを目的に、北海道屋外広告物条例において表示・設置のルールを定めています。

同条例では、屋外広告物の種類や表示・設置場所ごとに許可基準(表示面積、高さ等)を定め、表示・設置する場合には許可申請が必要であることなどを規定しており、これらのルールを遵守していただくため、当庁においては、地域を選定し、屋外広告物の表示・設置状況の調査を順次進めております。

つきましては、今回調査した結果、[貴社][あなた]が表示・設置している次の屋外広告物は、同条例第3条第1項により許可が必要ですが、許可申請の手続きがなされていないため、別添パンフレットを参照され、          年           月           日(施行の日から30日間を経過した日を記載する)までに許可申請の手続きをしていただきますようお願いいたします。

なお、自家用広告物の表示面積の合計が1事務所(営業所)当たり10㎡以下の場合、許可申請が不要ですので、申し添えます。

また、屋外広告物の表示面積、高さ等が許可基準を超えている場合は、許可を行うことができませんので、担当者まで御連絡をいただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 表示又は設置の場所
- 2 種類・数量 地上広告物( )・屋上広告物( )・壁面広告物( )
- 3 許可地域の区分 第 種許可地域
- 4 許可基準 別添パンフレットを参照してください。
- 5 表示の内容 別添写真のとおり

\* 問合わせ先

※ 「屋外広告物許可申請書」、「収入証紙貼付用紙」及び「屋外広告物条例の概要について」を添付する。

(参考様式2) (許可申請があっても、許可が難しいかもしれないと思われる場合)

(記号) 第 号  
年 月 日

(行為者等) 様

北海道 総合振興局(振興局) 部 [ 室 ] 建設指導課長

屋外広告物条例に基づく許可申請について(通知)

屋外広告物は身近な情報を伝える手段として、経済活動や社会活動を円滑にする役割を果たしていますが、無秩序に氾濫すると環境や景観を損なうことから、美観風致の維持と公衆に対する危害の防止を図ることを目的に、北海道屋外広告物条例において表示・設置のルールを定めています。

同条例では、屋外広告物の種類や表示・設置場所ごとに許可基準(表示面積、高さ等)を定め、表示・設置する場合には許可申請が必要であることなどを規定しており、これらのルールを遵守していただくため、当庁においては、地域を選定し、屋外広告物の表示・設置状況の調査を順次進めております。

つきましては、今回調査した結果、[貴社][あなた]が表示・設置している次の屋外広告物は、同条例第3条第1項により許可が必要ですが、許可申請の手続きがなされていないため、別添パンフレットを参照され、許可申請の手続きをしていただきますようお願いいたします。

ただし、屋外広告物の表示面積、高さ等が基準を超えている場合は、その改修方法を検討され、別添是正計画書を\_\_\_\_年 月 日(施行の日から30日間を経過した日を記載する)までに提出されますようお願いいたします。

#### 記

- 1 表示又は設置の場所
- 2 種類・数量 地上広告物( )・屋上広告物( )・壁面広告物( )
- 3 許可地域の区分 第 種許可地域
- 4 許可基準 別添パンフレットを参照してください。
- 5 表示の内容 別添写真のとおり

\* 問合わせ先

※ 「屋外広告物許可申請書」、「収入証紙貼付用紙」、「屋外広告物条例の概要について」及び「是正措置処理計画書」を添付する。

(参考様式3) (第6種許可地域にあって、許可が難しい場合)

(記号) 第 年 月 日

(行為者等) 様

北海道 総合振興局(振興局) 部 [ 室 ] 建設指導課長

屋外広告物条例に基づく許可申請について(通知)

屋外広告物は身近な情報を伝える手段として、経済活動や社会活動を円滑にする役割を果たしていますが、無秩序に氾濫すると環境や景観を損なうことから、美観風致の維持と公衆に対する危害の防止を図ることを目的に、北海道屋外広告物条例において表示・設置のルールを定めています。

同条例では、屋外広告物の種類や表示・設置場所ごとに許可基準(表示面積、高さ等)を定め、表示・設置する場合には許可申請が必要であることなどを規定しており、これらのルールを遵守していただくため、当庁においては、地域を選定し、屋外広告物の表示・設置状況の調査を順次進めております。

今回調査した結果、[貴社][あなた]が表示・設置している次の屋外広告物は、第6種許可地域にありますが、同条例施行規則第1条の4による許可基準に不適合となっております。

つきましては、別添パンフレットを参照され、許可基準に適合する場所に屋外広告物を移設される等の措置を検討され、別添是正計画書を\_\_\_\_年\_\_月\_\_日(施行の日から30日間を経過した日を記載する)までに提出されますようお願いいたします。

#### 記

- 1 表示又は設置の場所
- 2 種類・数量 地上広告物( )・屋上広告物( )・壁面広告物( )
- 3 許可地域の区分 第 種許可地域
- 4 許可基準 別添パンフレットを参照してください。
- 5 表示の内容 別添写真のとおり

\* 問合わせ先

※ 「屋外広告物条例の概要について」及び「是正措置処理計画書」を添付する。



(参考様式4) (継続許可申請を督促する場合)

(記号) 第 号  
年 月 日

(出願者) 様

北海道 総合振興局(振興局) 部 [ 室 ] 建設指導課長

屋外広告物継続許可申請について(通知)

さきに、[貴社][あなた]が北海道屋外広告物条例により許可を受けて表示している次の屋外広告物の許可期間が満了となっておりますので、別紙継続許可申請書に手数料を添えて速やかに申請してください。

なお、期間満了後、許可を受けないで屋外広告物を表示・設置しているときは、除却等を命じることがありますので御注意ください。

記

- 1 屋外広告物の種類
- 2 許可年月日
- 3 許可番号
- 4 表示場所
- 5 許可期間
- 6 表示内容
- 7 態様
- 8 その他

※ 問合せ先

※ 「屋外広告物継続許可申請書」、「収入証紙添付用紙」及び「屋外広告物条例の概要について」を添付する。

北海道警察 方面 警察署  
司法警察員 様

告 発 人  
北海道 総合振興局 (振興局) 部 [室] 課  
職・氏名 ㊟

## 告 発 状

次のとおり北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）に違反する事実がありますので、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき告発します。

### 記

- 1 被告発人の住所及び氏名
- 2 違反事実の存する屋外広告物の種類及び数量
- 3 違反事実の存する屋外広告物の表示内容
- 4 違反事実の存する屋外広告物の表示又は設置の場所
- 5 違反事実  
被告発人は、
  - (1) 北海道屋外広告物条例第 条第 項の規定に基づく北海道知事の許可を受け、 年 月 日から表示又は設置した屋外広告物が〔良好な景観の形成を害すると認められた〕〔風致を害すると認められた〕〔公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められた〕〔許可申請書に虚偽の記載があった〕
  - (2) また、前記(1)の違反行為に対して北海道知事が 年 月 日付けで行った同条例第14条の規定に基づく是正措置命令にもかかわらず、違反行為を継続し、もって知事の命令に違反したものである。
- 6 適用条項  
北海道屋外広告物条例第〇条違反（同条例第〇条第〇号該当）  
北海道屋外広告物条例第13条の規定による命令に違反（同条例第〇条第〇号該当）
- 7 違反行為に対する措置等の経過
  - (1) 年 月 日 現地調査 (別添1)
  - (2) 年 月 日 被告発人からの事情聴取 (別添2)
  - (3) 年 月 日 総合振興局長等の是正指導 (別添3)
  - (4) 年 月 日 北海道知事の是正命令 (別添4)
- 8 参考資料
  - (1) 位置図 (別添5)
  - (2) 現況（概況）図 (別添6)
  - (3) 土地利用図 (別添7)
  - (4) 証拠写真 (別添8)
  - (5) その他関係図書

注) この様式の文例は、参考として示したものであるもので、実際の作成に当たっては、当該違反事案の実態に即して適切な表現等で記載すること。

(参考様式6) (無許可の違反行為の場合の告発状)

(記号) 第 号  
年 月 日

北海道警察 方面 警察署  
司法警察員 様

告 発 人  
北海道 総合振興局 (振興局) 部 [室] 課  
職・氏名 ㊞

## 告 発 状

次のとおり北海道屋外広告物条例(昭和25年北海道条例第70号)に違反する事実がありますので、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき告発します。

### 記

- 被告発人の住所及び氏名
- 違反事実の存する屋外広告物の種類及び数量
- 違反事実の存する屋外広告物の表示内容
- 違反事実の存する屋外広告物の表示又は設置の場所
- 違反事実  
被告発人は、
  - 北海道屋外広告物条例第 条第 項の規定に基づく北海道知事の許可を受けないで、屋外広告物を表示又は設置したと認められた
  - また、前記(1)の違反行為に対して北海道知事が 年 月 日付けで行った同条例第14条の規定に基づく是正措置命令にもかかわらず、違反行為を継続し、もって知事の命令に違反したものである。
- 適用条項  
北海道屋外広告物条例第〇条違反(同条例第〇条第〇号該当)  
北海道屋外広告物条例第14条の規定による命令に違反(同条例第〇条第〇号該当)
- 違反行為に対する措置等の経過
  - 年 月 日 現地調査 (別添1)
  - 年 月 日 被告発人からの事情聴取 (別添2)
  - 年 月 日 総合振興局長等の是正指導 (別添3)
  - 年 月 日 北海道知事の是正命令 (別添4)
- 参考資料
  - 位置図 (別添5)
  - 現況(概況)図 (別添6)
  - 土地利用図 (別添7)
  - 証拠写真 (別添8)
  - その他関係図書

注) この様式の文例は、参考として示したものであるもので、実際の作成に当たっては、当該違反事案の実態に即して適切な表現等で記載すること。